

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

介護職員の処遇改善につきましては、2019年10月の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても対象事業所において加算算定を行っております。当該算定を行うにあたり、下記の要件を満たしていることが必要とされています。

### 記

- (1) 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを算定していること。
- (2) 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、自法人のホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきましては以下通り公表いたします。

### 《処遇改善に関する具体的な取り組み内容(賃金改善を除く)》

区分	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	・働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に関するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替え職員確保を含む)	働きながら受講できる資格取得支援制度を導入し、初任者研修、実務者研修、介護福祉士資格取得の受講に係る経費補助及び業務内での専門研修の受講支援並びにキャリアアップ研修への外部研修に係る諸経費全額補助を行っている。又、勤務調整を行い出張扱いとしている。
労働環境・処遇改善	ICT活用による業務省力化(ケア内容や申し送り事項の共有による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・事務費負担減、利用者状況蓄積による利用者個々の特性に感じたサービス提供等	法人内複数事業所で共有している介護システムを活用し、利用者の情報提供を共有することにより介護事務の縮減が行われている。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	介護職員の身体負担軽減のため、ウィラー浴、リフト浴、マッスルスーツ、スライドボード等の介護機器等を導入し業務の効率化とともに職員の腰痛予防対策を図っている。又、専門職による腰痛予防の研修も行っている。
	ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	サービス評価・処遇改善会議をはじめとする各会議や専門委員会の設置を通しての職場内のサービス向上に向けた情報の共有を図っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	事故防止・リスクマネジメント対策のマニュアルも整備し、事故発生直後には会議を開催し、事故防止方法を検討、責任の所在を明確にしている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	定期健康診断、ストレスチェックの実施、産業医師及び担当の看護師の面談による健康管理を行っている。職員休憩室は職員が休憩、食事ができる各職種共有の部屋を備え付け各部署職員がコミュニケーションを図れている。又施設内禁煙、屋外喫煙所設置による分煙をしている。
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーションの向上	地域の児童、中高生の体験学習、地元住民によるクラブ活動参加型ボランティア会との交流によりモチベーションアップに努めています。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員(パート職員・常勤契約職員)から正職員登用への転換を推進している。
	職員の増員による業務負担の軽減	介護補助業務専従者(洗濯員、清掃員、送迎運転手)を雇用することにより、介護職員が介護業務に専念できるよう、又業務負担を軽減できるように努めている。